

## （仮称）なかの地域エコポイント制度の基本的な考え方について

### 1 制度の目的

区のCO<sub>2</sub>排出量の約 48%を占める家庭部門におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減を促進するため、冷暖房や給湯、照明・家電などを含む建物全体の省エネ化（再エネ化）を進める必要があることから、これらの省エネ対策について区民・事業者の努力義務とすること等を検討している。この達成支援策として、また、様々なCO<sub>2</sub>削減の取組みのインセンティブとして、（仮称）なかの地域エコポイント制度を創設する。

### 2 ポイント交付の考え方

区民自らが、家庭におけるCO<sub>2</sub>削減の取組みを実践（エコチャレンジ）した結果として、電気と都市ガスの節減に相当するCO<sub>2</sub>削減量に比例して、ポイントを交付する。

CO<sub>2</sub>削減量 1 kg あたりのポイント数は、別途決定する。

### 3 ポイントの交付対象

#### （1）エコチャレンジ（家庭での省エネ行動、住宅等の省エネ・再エネ化）

事前の参加登録（宣言）をしたうえで、参加登録月からの 1 年間のチャレンジ結果（電気と都市ガスを削減した使用量の合算に相当するCO<sub>2</sub>量）とする。

#### （2）特定事業等

CO<sub>2</sub>削減に関連性の高い環境イベントへの参加とする。

その他エコ商品などへの交付について検討する。

### 4 ポイントの交付方法

#### （1）エコチャレンジ

##### ①参加の受付

事前の参加登録（宣言）を前提条件とする。スタート以降、随時に受付ける。

##### ②チャレンジ期間

1 年間とする。開始時期は参加登録した月とする。

##### ③チャレンジ結果

電気と都市ガスの前年比のCO<sub>2</sub>増減量の 1 年間の合算に比例してポイントを交付する。（電気又は都市ガスの一方のみの削減では受付けない。オール電化住宅による電気のみは受付ける。）

#### （2）特定事業等

区が主催するCO<sub>2</sub>削減に関連性の高い環境イベントに参加した者に、会場で「ポイント台帳」を渡し、あわせて「ポイントシール」を交付する。

## 5 ポイントの交換方法等

### (1) ポイントの価値

1ポイント1円の価値を持つように設定する。

### (2) 交換メニュー

①金券等

②(仮称)環境基金への寄付

### (3) 交換

金券等との交換は、地球温暖化対策担当窓口、福祉推進担当窓口等において行う。

## 6 参加継続のインセンティブの仕組み

### (1) 表彰

毎年度ごとに表彰し、副賞としてエコグッズなどの賞品を授与する。

①CO<sub>2</sub>削減量の多い家庭

②使用量の削減率の多い家庭等

### (2) ボーナスポイント

エコチャレンジを継続し、2年目の使用量が1年目の±数%以内の増減の場合、1年目のポイントの一定割合のボーナスポイントを交付する。

### (3) サービスポイント

①エコチャレンジに参加登録

②3か月ごとに「チャレンジ行動レポート」の提出等

### (4) 抽選による賞品授与等

## 7 3ポイントの共通活用等

区では、地域エコポイントのほか、地域支えあいポイント、お買い物ポイントを導入する。各ポイントは合算することができ、金券や賞品等と交換することができる。

## 8 ポイントカード

ポイント台帳(紙カード)にシールを貼付する方式でスタートする。

今後のポイント制度の拡大に伴い、将来的にはICカードへ移行することについても検討する。

## 9 運営方法

運営を業者委託する。

※受付、ポイント換算・交付、ウェブサイトの立上げ・運用等

## 10 想定事業規模（例示）

エコチャレンジ（内訳は別紙のとおり）

・省エネ行動	300 世帯 × 188 kg/年	≒ 55 t
・高効率給湯器	600 台 × (190 ~ 1,200 kg/年)	≒ 190 t
・太陽光・熱システム	90 台 × (413 ~ 1,176 kg/年)	≒ 105 t
	(計)	350 t

## 11 今後のスケジュール（予定）

平成23年6月	エコポイント制度の決定
7月～	エコチャレンジの参加登録の受付開始
平成24年7月～	ポイント交換の受付開始

≪ エコチャレンジのポイント経費の交換早見表 ≫

(試算) CO<sub>2</sub>削減量 1 kg = 50 ポイント = 50 円相当とした場合

電気と都市ガスのCO <sub>2</sub> 削減の取組み	削減種別	CO <sub>2</sub> 削減量 (kg/年)	交換額 (円)
省エネ行動※の 5 割実施による削減			
省エネ行動 (電気) の 5 割実施	電気	132	9,000
省エネ行動 (都市ガス) の 5 割実施	ガス	56	
省エネ・再エネ機器の導入による削減			
エコキュート (CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器)	電気	570	28,500
エコジョーズ (潜熱回収型給湯器)	ガス	190	9,500
エコウィル (ガスエンジン給湯器)	電気	976	48,500
エネファーム (燃料電池発電給湯器)	電気	1,200	60,000
太陽光発電システム (3kW)	電気	1,176	58,500
太陽熱温水器 (3 m <sup>2</sup> )	ガス	413	20,500
ソーラーシステム (6 m <sup>2</sup> )	ガス	826	41,000

※省エネ行動の例示

○省エネ行動 (電気)

- ・ エアコンの冷房時の室温は 28 度を目安に (年間 11.3 kg)
- ・ エアコンの暖房時の室温は 20 度を目安に (年間 19.8 kg)
- ・ エアコンのフィルターを月に 1 回か 2 回清掃 (年間 11.9 kg)
- ・ 電気カーペットは広さにあった大きさを (年間 33.5 kg)
- ・ 電気カーペットの設定温度は低めに (年間 69.4 kg)
- ・ 電気こたつの設定温度は低めに (年間 18.3 kg)
- ・ 電球形蛍光ランプに取り替える (年間 31.3 kg)
- ・ テレビの画面を明るすぎないように (年間 11.2 kg)
- ・ 冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない (年間 16.4 kg)
- ・ 冷蔵庫の設定温度は適切に (年間 23.0 kg)
- ・ 冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置 (年間 16.8 kg)

(計) 262.9 kg

○省エネ行動 (都市ガス)

- ・ 入浴は間隔をあけずに入る (年間 87.0 kg)
- ・ 食器を洗うときは低温に設定 (年間 20.0 kg)

(計) 107 kg

## 中野区におけるポイント制度（案）について

～新しい暮らしの価値創造に向けた、区民の行動を支援するしくみ～

### 1 目的

「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」に基づき、次の三点を促進し、中野区における相互協力の気運を高めていくことを目的として、ポイント制度を導入する。

- ① 環境負荷の低減
- ② 地域支えあいネットワークの構築・拡大
- ③ 地域商業の活性化

### 2 ポイント制度の基本スキーム

#### (1) ポイントの種類とその概要

中野区において導入するポイントは、**①エコポイント**、**②地域支えあいポイント**、**③お買い物ポイント**の三種類である。各ポイントが相互に結びつくことによって、エコ活動、地域支えあい活動、地域における買い物行動を促していく（図1）。

区民は、CO<sub>2</sub>削減行動や地域支えあい活動、区内商店での買い物をするによって、それぞれのポイントシールを獲得し、共通ポイントカード（当面は紙の台帳）に貯めていく。各ポイントは合算することができるなど連動したものとする。

共通ポイントカードに貯まったポイントは、区民が中野区に申請することによって、金券（お買い物クーポン等）や賞品等と交換することができる（図2）。

#### ① エコポイント

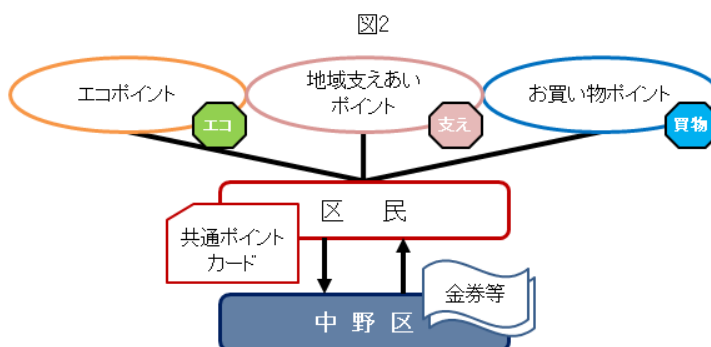
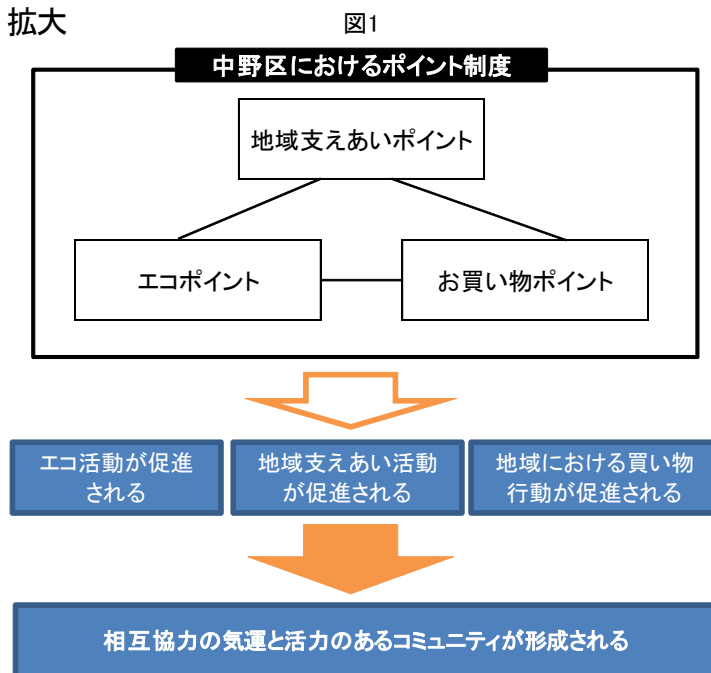
区民が家庭におけるCO<sub>2</sub>削減の取組みを実践（エコチャレンジ）した結果として、電気と都市ガスの節減に相当するCO<sub>2</sub>削減量に比例してポイントを交付する。また、CO<sub>2</sub>削減に関連する特定事業（環境イベント）への参加者に対してポイントを交付する。

#### ② 地域支えあいポイント

地域支えあい活動（異変発見活動、安否確認活動等）に対してポイントを交付する。また、特定事業（地域支えあい事業等のスキルアップ講座や健康づくり事業等）への参加に対してポイントを交付する。さらに、高齢者、障害者など「支援を必要とする人」に対して、ボランティア等の謝礼用としてポイントを交付する。

#### ③ お買い物ポイント

当ポイント制度の導入に賛同した商店において、取扱商品等の一部あるいは全部につい



て、販売時にポイントを交付する。

## (2) ポイントのレート、交換対象等

### ① ポイントのレート、有効期限、交付基準

- ・ 1ポイント1円相当とする。
- ・ ポイントの有効期限は原則5年（年度）を想定している。
- ・ ポイントの交付基準は、各行動・活動等の社会貢献度や社会的必要性を考慮して定める。

### ② ポイント及びポイントカードの媒体

- ・ ポイント及びポイントカードは当面紙媒体（シール、台帳）とする。将来的にはICカードへの移行することを想定している。

### ③ ポイントの交換

・ ポイントの交換対象は、金券とする。また、ポイントをボランティアサービス等の謝礼として使用することができる。さらに、ポイントを区立施設使用料の支払いや区民税の納付に充てることについて今後検討していく。

- ・ このほか、インセンティブのしくみとして、次の三点を行う。

#### ① 表彰

各ポイントで表彰制度を設け、毎年度表彰を行う。

#### ② ボーナスポイント

ポイントの種類を問わず、毎年度、各ポイントの合算ポイント数が一定数以上となった場合に、ボーナスポイントを交付する。

#### ③ 抽選による賞品授与

金券等に交換した500ポイント毎に1回、抽選の権利を付与し、当選者には賞品を授与する。

・ ポイントの交換ができるのは、担当窓口等とする。なお、ICカードを導入した際は、取扱窓口をさらに拡大する予定である。

・ 各ポイントの交換は、当面は1年に一回程度とするが、最終的には通年で交換が可能とする。

## (3) 運営方法

### ① ポイントの発行主体

中野区

### ② ポイントの運営

区にポイント制度を統括する担当を設ける。同担当の下にポイント交付の対象等など運営事項を協議・決定する「ポイント運営委員会」を設置する。

## (4) その他

### ① ポイントの導入スケジュール

エコポイント、地域支えあいポイントは平成23年7月から、お買い物ポイントについては平成23年度中にそれぞれ開始する。以降、毎年度、ポイント運営委員会において運用状況等を検証しながら、各ポイントについてポイントの交付対象（行動・活動等）を拡大し、ポイント交付者数を増加していく。

### ② 財源

基本的に区が負担する（ただし、ポイントの購入など商店等が負担する経費が生じる）。

### ③ 広報

ポイント制度全般について、区報、ホームページ、各ポイントに関わる事業をはじめとして、参加者を募るための広報活動を積極的に行う。

また、ポイント制度の全体（三つのポイントの総称）について、名称やキャラクターを公募することを想定している。

### (5) 期待される効果

次の五点が効果として期待できる。

- ① 区民の環境に対する意識が高まるとともに、区民の環境負荷を低減する行動が活発となり、その結果、家庭部門における CO<sub>2</sub> の排出量が削減される
- ② 区民の地域における支えあい活動に対する意識が高まり、見守りが必要な方などへの支援体制が強化される。
- ③ 区民の健康に対する意識が高まるとともに、区民の自身の健康に対する取組みが活発となる。その結果、見守りや要介護となる人の割合が減少する。これに伴い、将来に向けた介護保険等に係る区の財政負担の伸びが抑制される。
- ④ 区内共通商品券等の利用が増加していくことや、お買い物ポイント制度が導入されることを契機として地域経済力が高まる。これに伴い、区の税収が増加する。
- ⑤ 共通のレートと合算を認めるポイント制度やそれに関する事業を介して、環境、地域支えあい活動、健康づくり、商店街の各取組みを相互に PR することができるため（例えば、区が主催する環境のイベントにおいて、ひとり高齢者の見守りなどの地域支えあい活動を広報するなど）、単独で行うときより多くの参加を得ることができる。

さらに、これらによって、中野区における相互協力の機運と活力あるコミュニティが形成されていく。

表1 中野区ポイント制度におけるポイントの種類と交付対象等

	ポイントの種類	ポイント交付対象者	ポイント交付対象活動等	ポイントの還元 (交換対象)	ポイント交換のインセンティブ
中野区ポイント制度	エコポイント	区民全般 (エコチャレンジ参加登録者、イベント参加者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における電気・ガス・水道の各使用量の削減(家庭における省エネルギー行動)</li> <li>・特定事業(CO<sub>2</sub>削減に関連性の高い環境イベント)への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お買い物クーポン(区内共通商品券)</li> </ul>	
	地域支えあいポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民全般(地域団体構成員、ボランティア等。区民以外でも可)</li> <li>・支援を必要とする区民(高齢者、障害者、子ども及び保護者等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支えあい活動(異変発見、安否確認、軽易な日常支援等)に従事</li> <li>・特定事業(地域支援関連講座、介護予防・健康づくり関連講座、各種検診)への参加</li> <li>・支援を必要とする人へのポイント交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアサービス等</li> <li>・区立施設使用料の支払いに充当</li> <li>・区民税の納付に充当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰</li> <li>・ボーナスポイントの交付</li> <li>・抽選による賞品の授与</li> </ul>
	お買い物ポイント	商店街利用者(区民以外を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品等の購入</li> </ul>		